

# 第2次南丹市行政改革大綱

～人が輝き希望あふれる南丹市を目指して～

(平成24年度～平成28年度)



平成24年3月

南 丹 市



## はじめに

本市では第1次行政改革大綱策定以降、事務事業や機構の見直し、職員の適正配置、経費節減などに取り組み、一定の成果をあげてまいりました。

しかし、人口減少、少子高齢化など市政を取り巻く環境は著しく変化し、先行き不透明な経済情勢の中、厳しい行財政運営等に向けた具体的な取り組みが喫緊の課題となっております。そのような中、新たな課題に対応するとともに、市民の皆様の期待に応え、より質の高い行政サービスを行っていくためには、全職員が危機意識と改革意欲を持って行政改革に取り組む必要があります。

第2次行政改革大綱の策定にあたりましては、学識経験者や公募による市民等で構成される南丹市行政改革推進委員会に平成23年7月に諮問をいたしました。委員会では、度重なるご審議をいただき、パブリックコメントの手続きも実施し、市民の意見をお聞きした上で、平成24年2月に答申をいただきました。

このたび策定いたしました第2次南丹市行政改革大綱につきましては、南丹市行政改革推進委員会やパブリックコメント手続きの意見をできる限り反映させたものです。そして、この大綱に基づく行政改革を平成24年度から平成28年度までの5か年という期間で実施してまいります。

厳しい財政状況の中ではありますが、簡素で効率的、効果的な行政経営を推進し、『人が輝き希望あふれる南丹市』を目指して、行政改革を断行してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

平成24年3月

南 丹 市 長 佐々木 稔納

## 目 次

第1章 大綱の背景 .....	1
第2章 これまでの行政改革の取り組み .....	2
第3章 改革の目標と基本事項 .....	3
1 目 標	
(1) 持続可能な行財政運営	
(2) 市民満足度を向上させる行政運営	
2 基本事項	
(1) 健全な財政基盤の確立	
(2) 効率的な行政経営の展開	
(3) 市民との協働のまちづくりの推進	
第4章 重点項目（改革への取り組み）.....	5
1. 健全な財政基盤の確立 .....	5
(1) 計画的な財政運営	
(2) 事務事業の見直し	
(3) 公営企業会計等の財政健全化	
(4) 歳入の確保	
(5) 公共施設の見直しと財産の有効活用	
2. 効率的な行政経営の展開.....	6
(1) 市民サービスの満足度の向上	
(2) 民間活力の導入	
(3) 職員の意識改革	
(4) 定員管理・給与の適正化	
(5) 組織・機構の改革	
3. 市民との協働のまちづくりの推進.....	7
(1) 市民参画の仕組みづくりと地域組織等の支援	
(2) 情報提供の推進	
(3) 情報公開の推進と個人情報の適正保護	
第5章 推進計画の体系.....	8
第6章 策定方針.....	8
第7章 推進体制.....	8
※第2次南丹市行政改革大綱の進行イメージ図.....	9
※第2次南丹市行政改革大綱の体系図.....	10
用語解説 .....	11
資料 .....	13

## 第1章 大綱の背景

社会情勢の変化等により、南丹市誕生から6年が経過した現在、行財政を取り巻く環境は大きく変化している。特に長期にわたる景気の低迷による地方経済への影響は大きく、税収の落ち込みや合併後一定期間受けられる優遇措置が終了することにより、市財政は今後、更に厳しい状況が続くことが予想される。

また、少子・高齢化社会や高度情報化社会の進展、地方分権（地域主権）の進展、社会経済情勢が大きく変化する中で、行政に対する市民ニーズは複雑化・多様化しており、市の果たすべき役割と責任はますます増大していくことが推測される。

このような経済情勢や社会環境の変化に対し、限られた財源を有効に活用し、市民が真に望む行政サービスを提供していくという使命を全職員が共通の認識にする必要があり、職員一人一人が意識改革を行うことで、経営的視点に基づく行政需要への対応や重要課題への集中した取り組みに邁進するため、さらなる行政改革の推進を図らなければならない。

そこで、第2次南丹市行政改革大綱を策定し、南丹市自体が主体となって自らの責任による自らの改革を断行すること、また、市民との連携協力による行財政改革の推進に努めることが求められている。

## 第2章 これまでの行政改革の取り組み

南丹市は行政改革の方針として、平成18年12月に南丹市行政改革大綱（計画期間：平成19年度～平成23年度）を策定した。

第1次南丹市行政改革大綱では、「次代を切り拓く市政運営の指針」として、地域のバランスの取れた発展と住民福祉の向上のために、行財政改革の2つの目標、4つの基本事項を設定し、推進してきた。

### 目標

- (1) 『市民と共に築く市政運営』の実現
- (2) 『次代を切り拓く行財政運営』の実現

### 基本事項

- (1) 将来を見据えた行財政運営を確立するための改革
- (2) 行政運営に市民が参画できるようにするための改革
- (3) 多様な市民ニーズに対して的確な対応をするための改革
- (4) 市としての新しい行政スタイルを確立するための改革

上記の4つの基本事項を推進するため、南丹市行政改革推進計画を策定し、大綱の趣旨に沿った改革を推進してきた結果、職員に係る人件費の削減や事務事業の整理見直しによる事業費の削減等、一定の改革を行なうことができた。他方、各団体に対する対応の適正化、行政事務の整理合理化、市民協働事業の推進と強化等に係る事項に関しては、計画どおり進行していない部分が多く、課題を残した。

### 第3章 改革の目標と基本事項

この大綱が目指すものは、効果的、効率的な行財政運営を行いながら、市が保有する様々な資源を有効に活用し、市民の多種多様なニーズに的確に応えるとともに、市民との協働による新しい行政システムを構築し、人が輝き希望あふれる南丹市を実現することにある。

その実現に向けて、2つの大きな目標を掲げ、3つの基本事項を柱に行財政改革を推進する。

#### 1 目 標

##### (1) 持続可能な行財政運営

市町村合併後10年間は、特例的に普通交付税の加算措置が行われているが、11年目（平成28年度）以降は5年間で段階的に加算額が引き下げられる。このように普通交付税の減少が見込まれることに加え、社会情勢の変化等により行政需要は今後も益々増大することが予測され、財政状況が厳しさを増していくのは必至である。

財源の確保とともに歳入に見合った歳出構造を構築するために、また、将来にわたって持続可能な財政運営の確立を目指して、行財政運営のあり方を根本から見直し、歳入面では収納体制の強化や新たな自主財源の確保に努め、歳出面では各種事務事業の必要性や費用対効果について点検、見直しを行い、健全な財政基盤の確立のため取り組みを図る。

##### (2) 市民満足度を向上させる行政運営

市民ニーズが複雑化、多様化する中、限られた経営資源（ひと・もの・かね）で、市民の行政サービスに対する満足度の向上を図ることが重要となるが、そのためには、従来の業務の手法やサービスの範囲についても新たな発想で見直していくことが必要である。

見直しにあたっては市民の理解と協力を得ながら進めていくことが必要であり、行政自らが積極的に情報を提供し、市民と行政が一体となった改革の取り組みを進め、たえず改善に向けた見直しを行い、協働して行政運営の推進を図る。

## 2 基本事項

### (1) 健全な財政基盤の確立

地方交付税等多くの依存財源に頼る本市の財政は極めて厳しい状況が続いており、合併後11年目からは普通交付税の特例による加算額が段階的に引き下げられていくため、現行の歳出規模を維持することは非常に困難な状況となる。そのため持続可能な財政基盤の確立に向け、徐々に歳出を削減する必要がある。

今後は、前大綱に引き続いて人件費の抑制や扶助費の最適化に努めるとともに、新たな行政需要に的確に対応していくため、既存の施策や継続事業についても徹底した見直しを実施し、重点的で効果的・効率的な事業を厳正に選択し、着実に実行することで歳入に見合った歳出構造の構築に努める。

### (2) 効率的な行政経営の展開

組織の再編、定員管理の適正化、適正な人員配置を図ることで、地方分権（地域主権）に対応した機能的な組織の整備を図り、限られた人員、財源で市民ニーズにあった行政需要に応えるため、事務事業全般について不断の見直しと縮減を行う。

また、公共・公用施設の統合整理等のスリム化、各種団体に対する適正な対応、公営企業会計及び公営事業会計の健全化、事務事業評価の更なる推進による事務事業の見直しで、効果的・効率的な行財政運営を推進する。

さらに、電子自治体に向けたシステムの検討や電子行政の推進による業務の効率化等の推進を図る。

### (3) 市民との協働のまちづくりの推進

地方分権が進む中、地方公共団体には、これまで以上に自主・自立の精神のもと、個性あるまちづくりと質の高い住民サービスを提供することが求められている。厳しい経済情勢のもと、山積する課題に的確に対応し、持続的に発展を続ける市政を実現するためには、行政とともに市民の担う役割も大きく、これからのまちづくりの推進には市民と行政が役割分担を明確にしたうえで、手を携えていくことが必要である。

したがって、今後は、情報公開や市民参加等をさらに積極的に進め、市民と行政との協働による開かれた透明性の高い市政の推進を図る。



## 第4章 重点項目（改革への取り組み）

### 1. 健全な財政基盤の確立

#### （1）計画的な財政運営

人件費、物件費の削減や、公債費を抑制するために経常的経費を中心とした歳出削減に努めるとともに、市債発行額を極力抑制する。

また、補助金、助成金等についても、その役割や効果を精査し、事業実績に応じた補助金とし、交付期間の終期の設定や、廃止、統合も視野に入れた抜本的な見直しを行う。

公社や第3セクター等の自立可能な経営基盤の確立に向け、自らが業務の効率化や経営の健全化などの改革に取り組み、市に依存しない経営となるよう指導を行なう。

限られた財源を効果的に配分するため、予算編成方式の改革も検討しながら、より効果的な予算編成を行う。

#### （2）事務事業の見直し

限られた財源と人員の中で新たな行政課題に対応するため、事務事業の費用対効果や緊急度等について検証し、徹底した見直しを進める。また、重複・類似事業の整理統合による選択と集中や、事業の終期設定と重点施策の展開のための経営資源の再配分を行う。

さらに、現行の行財政システムを見直し、成果を重視する行政評価制度の構築に向けて検討を進め、事務事業ごとに必要性、妥当性、効率性等について客観的に評価し予算編成や施策の進行管理などに活用する。

#### （3）公営企業会計等の財政健全化

水道事業及び下水道事業では、経営の一層の効率化と適正な料金設定などにより、一般会計からの繰出金の抑制に努め財政の健全化を推進する。

#### （4）歳入の確保

市税収入等の自主財源を確保するとともに、使用料等の受益者負担の適正化や、新たな財源の確保について検討する。

また、国等の制度創設や改正の要望を行うことにより、一層の財源確保を図る。

#### （5）公共施設の見直しと財産の有効活用

公共施設については、地域の特性やバランスに配慮し、財政状況を配慮しながら適正配置と管理運営の見直しを行う。

また、公共施設の適正配置と機能面、維持管理コストなどから施設の総合評価を実施し、民間手法の導入による有効活用と処分も合わせて検討する。

## 2. 効率的な行政経営の展開

### (1) 市民サービスの満足度の向上

厳しい行財政環境の中で多様化・複雑化する市民ニーズに適切・迅速に対応していくため、市民の利便性向上につながる市民本位の窓口対応を実施し、市民に対して効率的で満足度の高いサービスの提供に努める。

また、ITの活用により庁内業務の効率化を図るとともに、システム整備、職員の情報処理能力の向上、市民の視点に立ったサービスの向上を目指し、セキュリティ面においても万全を期した電子市役所の構築を推進する。

### (2) 民間活力の導入

単に経費の削減だけでなく、民間にできることは民間に委ねるなどアウトソーシングの推進を図り、指定管理者制度の活用などにより、効果的で質の高いサービスを市民に提供する。

### (3) 職員の意識改革

職員一人一人が公務員としてのモラルを再認識し、市民への行政サービスの提供者や地域づくりの担い手としての自覚を持ち、柔軟な発想で行政を推進できるよう、理事者、管理職が先頭に立って職員の意識改革を徹底し、職員研修等を通じて職員の資質向上に努める。

### (4) 定員管理・給与の適正化

定員管理については「南丹市職員定員適正化計画」により実施するが、今後は地方分権による権限移譲に対応するため、各部署の事業量や事務量に応じた柔軟な職員配置を行い、定員管理の適正化に努める。臨時職員等についても業務の見直しを行うことにより、真に必要なとされる部署のみへ適正な配置を行う。

また、給与の適正化については、職員の士気を確保しながら、国や府、近隣の自治体、民間との均衡を配慮し、必要な見直しを図る。

### (5) 組織・機構の改革

地方分権の進行に伴う事務量の増加や、職員数が減少する中、高い住民サービスを維持するため、様々な角度から組織を検証し、新たな行政課題や多種多様な市民ニーズに即応できる簡素で効率的な組織機構を目指す。

### **3. 市民との協働のまちづくりの推進**

#### **(1) 市民参画の仕組みづくりと地域組織等の支援**

社会情勢が変化し、市民の求める豊かさが多様化する中で、市民が満足するまちづくりを進めるため、市民と行政が一体となった取り組みが必要である。

また、市民がまちづくりの主体であることを意識し、市民の市政参画を一層促進する仕組みづくりや支援のあり方について検討する。

#### **(2) 情報提供の推進**

市政情報を積極的に提供するため、全ての市民にとって分かりやすく読みやすい広報紙やホームページとするための改善や、ケーブルテレビを利用したデータ放送の充実を図る。

また、市民の行政への参画を促し、市民主体のまちづくりを進めるため、市政懇談会やパブリックコメントの募集、ご意見箱の設置などによる意見や要望を広く求めることなど、広報広聴機能の充実を図る。

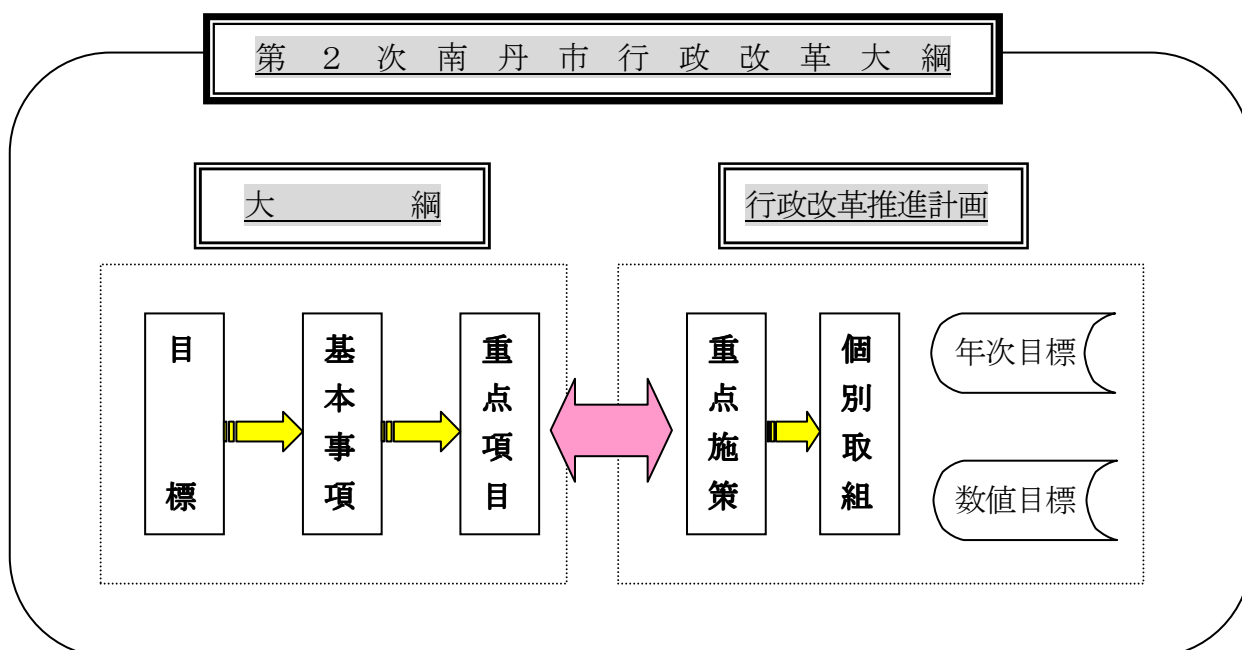
#### **(3) 情報公開の推進と個人情報の適正保護**

市民に開かれた市政を実現するためには、行政の保有する情報を市民と共有することが必要であり、情報公開制度の的確な運用に努めるとともに、市民への情報公開を積極的に進める。また、個人情報の漏洩を防止することに努めるとともに、安全で適正な情報管理を行う。

## 第5章 推進計画の体系

『南丹市行政改革大綱』は、行財政改革の基本理念や基本事項を示したものであるが、この大綱の具現化を図るためには、実行計画の策定が必要である。そのため、数値目標や指針の設定、行程表を用いて具体的に取り組む施策を示した『南丹市行政改革推進計画』を策定する。

### ※ 第2次南丹市行政改革大綱の構成イメージ



## 第6章 策定方針

南丹市行政改革大綱に基づく改革の推進期間は、平成24年度から平成28年度までの5カ年とし、大綱に基づく「南丹市行政改革推進計画」を策定して取り組みを推進するとともに、実施状況を毎年度公表する。

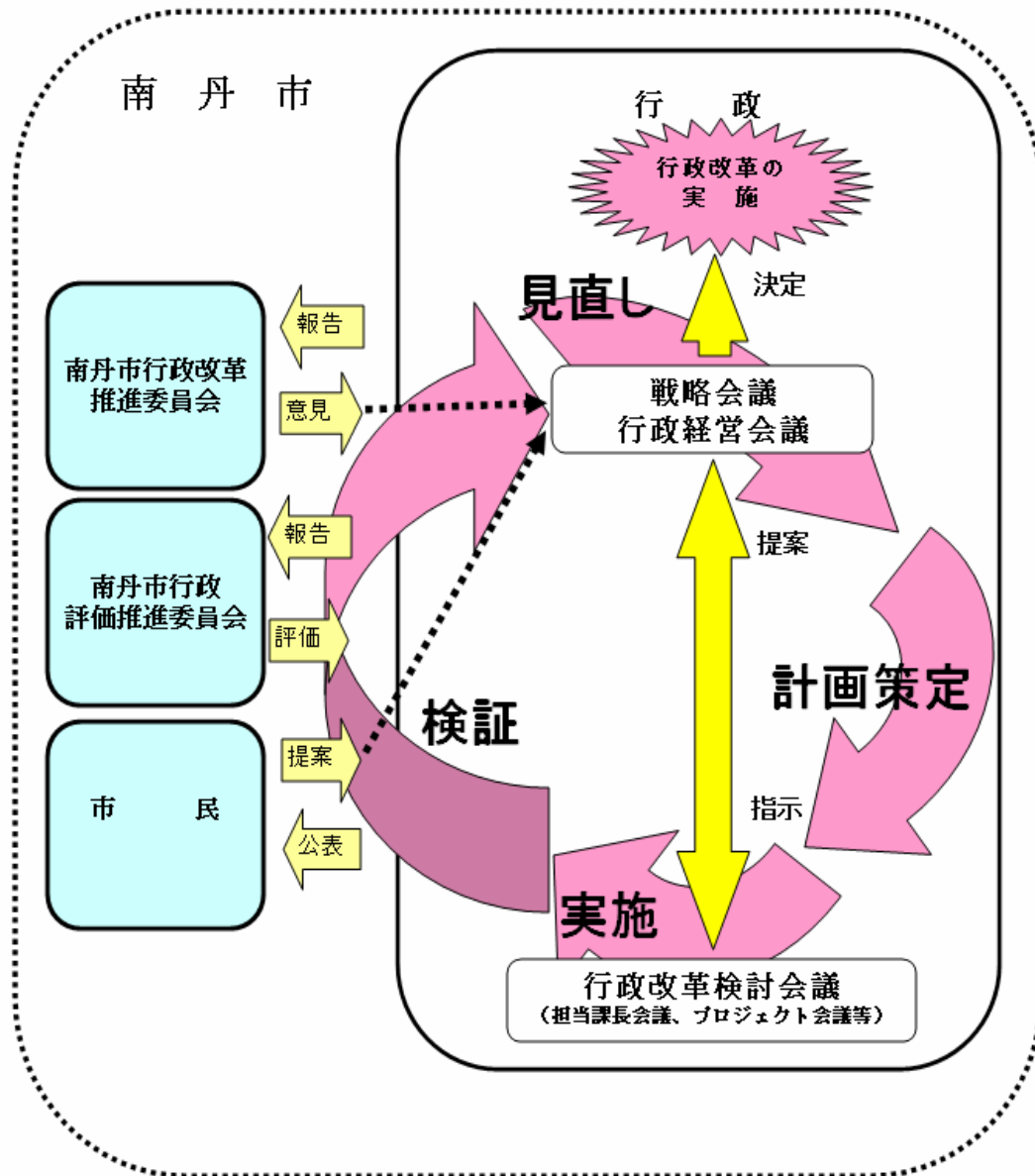
また、「南丹市行政改革推進計画」は、毎年度の目標の進捗状況を点検・評価し、適切な進行管理を行うとともに、実施内容の見直し改定を行う。

## 第7章 推進体制

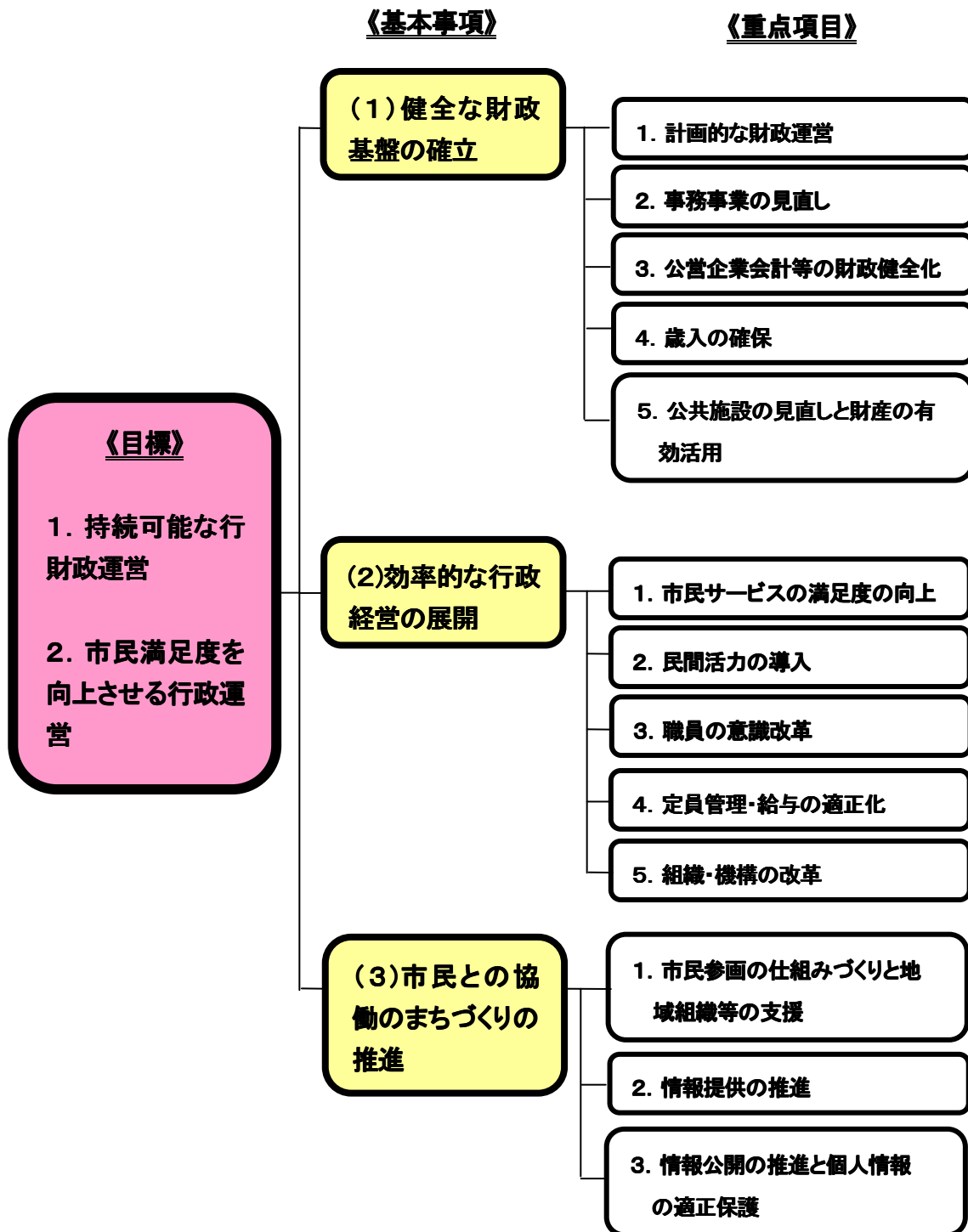
行政改革を着実に推進するために、『計画策定』『実施』『検証』『見直し』というサイクルの下、市民および行政が協働して計画を推進する。

また、行政改革の内容と進捗状況は、毎年度市民に公表するとともに、市民の代表からなる行政改革推進委員会、行政評価推進委員会に報告し、市民の意見や考えを市政に反映させる。

※ 第2次南丹市行政改革大綱の進行イメージ図



※第2次南丹市行政改革大綱の体系図



## 用語解説

### 物件費

人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の自治体が支出する消費的性質の経費の総称。具体的には、職員の旅費、消耗品費、臨時職員の賃金、通信費、備品購入費、委託料、使用料および賃借料、原材料費などの経費がある。

### 公債費

地方公共団体が借り入れて返済する地方債の元金および利子の償還額。公債費は、人件費および扶助費とともに義務的経費であるが、人件費や扶助費と違い、過去に借り入れた地方債の償還に要する経費である。

### 経常的経費

年々持続して固定的に支出される経費。人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等及び公債費などの経費のうち、臨時的に支出されたものを除いたもの。

### 市債（地方債）

地方公共団体が国等の公的資金や銀行等の民間資金を借入れて、長期にわたって償還する借金。

### 補助金

不足を補うために出す金銭。特定産業の育成や特定施策の奨励など、一定の行政目的を達成するために、国・地方公共団体が公共団体・企業・私人などに交付する金銭。

### 行政評価制度

行政がこれまで実施してきた施策や事務事業等について、一定の基準や指標などを用いて妥当性、達成度や成果を検証・評価し、それを公表することにより、透明性を高め、効果的・効率的な行政運営を行うとともに、限られた行政資産を有効に活用するための行政運営システムのこと。

### コスト

仕事を達成するのに掛かったお金。時間、労力のこと。

### ニーズ

必要、要求を表す意。

## **I T (information technology)**

コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す語。

## **指定管理者制度**

市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ろうとするもの。

## **アウトソーシング**

業務の一部を専門業者等に委託すること、外部委託。一般に企業内の業務や部門の企画から設計や運営を、専門知識をもった外部の者に委託すること。

## **パブリックコメント**

公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に(=パブリック)に、意見・情報・改善案など(=コメント)を求めること。



## 資料 1

### 南丹市行政改革推進委員会 委員名簿

会 長 的 場 信 樹 佛教大学社会学部教授

職務代理 米 山 政 郎 地域選出

委 員 四 方 宏 治 公認会計士

廣 野 一 道 地域選出

芦 田 美 子 地域選出

久 世 富美子 地域選出

小 林 義 博 市民公募

徳 見 晃 市民公募

## 資料 2

### 第2次南丹市行政改革大綱 策定の経過

平成23年	7月26日	第1回 委員会 第2次南丹市行政改革大綱の策定について諮問
	9月 2日	第2回 委員会 第2次南丹市行政改革大綱（たたき台）について協議
	10月 5日	第3回 委員会 第2次南丹市行政改革大綱（素案）について協議
	11月16日	第4回 委員会 第2次南丹市行政改革大綱（案）について協議
	12月19日	第5回 委員会 第2次南丹市行政改革大綱（案）、答申（案）について協議
平成24年	1月 6日	第2次南丹市行政改革大綱（案）を策定
	1月13日 ～27日	第2次南丹市行政改革大綱（案）に対する意見募集
	2月14日	第2次南丹市行政改革大綱（案）答申